

防衛省訓令第32号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第21条の3
第3項の規定を実施するため、統合運用による円滑な任務遂行のための指揮に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

防衛大臣 中谷 元

統合運用による円滑な任務遂行のための指揮に関する訓令

（目的）

第1条 この訓令は、自衛隊法（以下「隊法」という。

）第21条の3第3項の規定に基づき、防衛大臣の命令を受けた統合作戦司令官が、自衛隊の部隊の全部又は一部を一部指揮するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 主要作戦部隊 陸上総隊、自衛艦隊、航空総隊、

航空支援集団、自衛隊サイバー防衛隊及び宇宙作戦群をいう。

- (2) 統合作戦部隊 隊法第21条の3第3項の規定に基づき、防衛大臣が統合作戦司令官に一部指揮を命じた部隊をいう。

(防衛大臣が統合作戦司令官に部隊を一部指揮させることができる自衛隊の運用)

第3条 防衛大臣は、次の各号の運用に関し、隊法第21条の3第3項の規定に基づき、統合作戦司令官に、主要作戦部隊及びその他部隊（隊法第28条の規定に基づく防衛大臣の命令により、統合作戦司令官が機関の長を指揮監督する場合の機関を含む。第5条第2号に掲げる部隊において同じ。）を一部指揮させるものとする。

- (1) 隊法第6章に規定する行動（隊法第80条、第85条及び第86条を除く。）
- (2) 隊法第100条、第100条の2、第100条の3、第100条の4、第100条の5第1項及び隊

法附則第4項に規定するもの

- (3) 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第9号の規定に基づく訓練（統合訓練に係るものに限る。）
- (4) 防衛省設置法第4条第1項第18号の規定に基づく情報収集・警戒監視
- (5) 航空救難に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第56号）に基づく航空救難
- (6) 艦船等救難に関する訓令（令和7年防衛省訓令第20号）に基づく艦船等救難
- (7) 自衛隊の施設等の警備
- (8) 前各号に掲げる自衛隊の運用を迅速かつ適切に実施するための部隊の移動、装備品等の集積その他の準備行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、防衛大臣が命じた事項

（統合作戦部隊における配属系統）

第4条 統合作戦司令官は、前条の規定に基づいて防衛

大臣にその一部指揮を命じられた主要作戦部隊とその他部隊の間の配属系統を定めることができる。ただし、別に防衛大臣が命じた場合に限り、大臣直轄部隊とその他の大臣直轄部隊との間の配属系統を定めることができる。

- 2 前項の場合のほか、統合作戦司令官は、前条の規定に基づいて防衛大臣にその一部指揮を命じられた部隊の間の配属系統を定めることができる。ただし、別に防衛大臣が命じた場合に限り、大臣直轄部隊とその他の大臣直轄部隊との間の配属系統を定めることができる。

（統合作戦司令官が統合作戦部隊の指揮を行うために必要な事項）

第5条 統合作戦司令官は、統合作戦部隊の指揮を円滑に行うため、第1号から第5号まで及び第9号から第12号までに規定する事項にあつては防衛大臣の定めるところにより、第6号から第8号までに規定する事項にあつては統合幕僚長の定めるところにより、第1

3号及び第14号に規定する事項にあつては統合作戦司令官の定めるところにより、第15号に規定する事項にあつては防衛大臣、統合幕僚長又は統合作戦司令官の定めるところにより、それぞれ自衛隊の部隊に関する事項を総括する。

(1) 防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）第3条第1項第5号に規定する防衛、警備等に関する計画であつて、部隊が作成等するもの

(2) 自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和55年防衛庁訓令第28号）第8条第1項に規定する災害派遣に関する計画であつて、部隊が作成等するもの

(3) 自衛隊の災害派遣に関する訓令第8条第8項に規定する大規模震災災害派遣に関する計画であつて、部隊が作成等するもの

(4) 自衛隊の地震防災派遣に関する訓令（昭和55年防衛庁訓令第29号）第7条第4項に規定する地震防災派遣に関する計画であつて、部隊が作成等するもの

もの

(5) 自衛隊の原子力災害派遣に関する訓令（平成12年防衛庁訓令第75号）第7条第3項に規定する原子力災害派遣に関する計画であって、部隊が作成等するもの

(6) 隊法第84条の3に規定する在外邦人等の保護措置の実施に関する計画であって、部隊が作成等するもの

(7) 隊法第84条の4に規定する在外邦人等の輸送の実施に関する計画であって、部隊が作成等するもの

(8) 隊法第84条の5第2項第3号に規定する国際緊急援助活動及び当該活動を行う人員又は当該活動に必要な物資の輸送の実施に関する計画であって、部隊が作成等するもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、隊法第6章に規定する行動の実施に関する計画であって、部隊が作成等するもの

(10) 自衛隊の統合教育訓練に関する訓令（昭和61年

防衛庁訓令第32号)第10条に定める統合訓練の準備であつて部隊が行うもの

(11) 防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)第47条第1項及び第2項に必要な事項

(12) 情報業務の実施に関する訓令(令和6年防衛省訓令第291号)第14条第5項に定める部隊等のうち主要作戦部隊の長が行う情報本部長に対する情報支援の要求及び同訓令第15条第2項に定める部隊等のうち主要作戦部隊が行う情報本部に対する情報の提供

(13) 緊急事態等発生時における部隊からの報告(服務に関する事項を除く。)

(14) 部隊の運用状況の把握

(15) 前各号に掲げるもののほか、統合作戦司令官が防衛大臣からの命令に基づき部隊を一部指揮するに当たり必要な事項

附 則

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。